

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び
身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案の概要

1 趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号。以下「改正令」という。）附則第 3 項に規定する廃止期限の到来に伴い、障害者雇用率等に係る経過措置を定める附則第 2 項等を廃止するもの。

2 内容

(1) 現行制度の概要

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項並びに第 43 条第 1 項及び第 6 項において、それぞれ雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の労働者の数は、その雇用する労働者の数に、以下の率を乗じて得た数以上であるようにしなければならないものとされている。
 - ・ 国及び地方公共団体にあつては障害者雇用率（法第 43 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を下回らない率であつて政令で定めるもの（以下「国等の率」という。）
 - ・ 事業主にあつては障害者雇用率
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号。以下「施行令」という。）別表第二に掲げる一定の特殊法人にあつては障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるもの（以下「特殊法人の率」という。）。)
- また、法第 53 条においては、障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の履行を確保するための経済的制度として、障害者雇用率とは別の基準雇用率（法第 54 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。）を満たしていない企業から納付金を徴収し、障害者を多く雇用している事業主に対して調整金等を支給する制度を設けている。
- 障害者雇用率等及び基準雇用率については、施行令に定められており、改正令により改正され、平成 30 年 4 月 1 日から以下のとおりとなっているが、改正令附則第 2 項の規定により、当分の間カッコ書きの率となっている。
 - ・ 国等の率 2.6% (2.5%)
 - ※ 都道府県等の教育委員会にあつては 2.5% (2.4%)
 - ・ 障害者雇用率 2.3% (2.2%)
 - ・ 特殊法人の率 2.6% (2.5%)
 - ・ 基準雇用率 2.3% (2.2%)
- また、身体障害者補助犬法施行令（平成 14 年政令第 298 号）第 2 条に規定する事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において、

身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない旨の規定が適用される事業主について、改正令により「43.5人以上の労働者を雇用する事業主」に改められたが、これも改正令附則第5項の規定により、当分の間「45.5人以上」とされている。

- 上記の経過措置について、改正令附則第2項は、改正令附則第3項の規定により、施行日（平成30年4月1日）から起算して3年を経過する日より前に廃止することとされている。
- あわせて、改正令附則第4項及び第5項についても、改正令附則第2項の廃止に伴い、整理することとされている。

（2）改正内容

- 今般、障害者雇用率等に係る経過措置を定めた改正令附則第2項及び当該経過措置の廃止期限を定めた附則第3項を削る。
- 改正令附則第2項の削除に伴い、障害者雇用納付金等に係る経過措置を定めるとともに、現行の経過措置（附則第4項）を削る。
- 改正令附則第2項の削除に伴い、身体障害者補助犬法施行令に係る経過措置（附則第5項）を削る。

3 根拠法令

- 法附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項、法附則第3条第2項の規定により読み替えて適用される法第43条第2項及び第6項並びに法附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される法第54条第3項
- 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）附則第1条の2の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項

4 公布日等

公布日：令和2年10月上旬（予定）

施行期日：令和3年3月1日（予定）